介護保険の基本報酬(2024年4月1日以降)

①地域単価

地域	茅ヶ崎市(5級地)
地域単価	10.45円

②基本料金(日額)

7h以上8h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	753	787 円	1,574 円	2,361 円	
要介護2	890	930 円	1,860 円	2,790 円	
要介護3	1,032	1,079 円	2,157 円	3,236 円	
要介護4	1,172	1,225 円	2,450 円	3,675 円	
要介護5	1,312	1,371 円	2,742 円	4,113 円	

6h以上7h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	678	709 円	1,417 円	2,126 円	
要介護2	801	837 円	1,674 円	2,511 円	
要介護3	925	967 円	1,934 円	2,900 円	
要介護4	1,049	1,097 円	2,193 円	3,289 円	
要介護5	1,172	1,225 円	2,450 円	3,675 円	

5h以上6h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	657	687 円	1,373 円	2,060 円	
要介護2	776	811 円	1,622 円	2,433 円	
要介護3	896	937 円	1,873 円	2,809 円	
要介護4	1,013	1,059 円	2,117 円	3,176 円	
要介護5	1,134	1,185 円	2,370 円	3,555 円	

4h以上5h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	436	456 円	912 円	1,367 円	
要介護2	501	524 円	1,047 円	1,571 円	
要介護3	566	592 円	1,183 円	1,775 円	
要介護4	629	658 円	1,315 円	1,972 円	
要介護5	695	727 円	1,453 円	2,179 円	

3h以上4h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	416	435 円	870 円	1,305 円	
要介護2	478	500 円	999 円	1,499 円	
要介護3	540	565 円	1,129 円	1,693 円	
要介護4	600	627 円	1,254 円	1,881 円	
要介護5	663	693 円	1,386 円	2,079 円	

2h以上3h未満

心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に、2h以上3h未満のサービス提供を行った場合は、4h以上5h未満の単位数×70%の単位数を算定します。

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円（利用料金（10割）。1円未満切捨て。）

①×保険給付（9割、8割又は7割）＝②円（1円未満切捨て。）

①－②＝③円（③が各々の負担割合に応じた自己負担額）

（以下余白）

介護保険の加算報酬(2026年6月1日以降)

①地域単価

地域	茅ヶ崎市(5級地)
地域単価	10.45円

②各種加算

加算の名称	単位数	自己負担			備考
		(1割)	(2割)	(3割)	
入浴介助加算(I)	40	42 円	84 円	126 円	
生活機能向上連携加算(II)	200	209 円	418 円	627 円	1月単位
個別機能訓練加算(I)イ	56	59 円	117 円	176 円	
個別機能訓練加算(I)ロ	76	80 円	159 円	239 円	
個別機能訓練加算(II)	20	21 円	42 円	63 円	1月単位
ADL維持等加算(I)	30	32 円	63 円	94 円	1月単位
ADL維持等加算(II)	60	63 円	126 円	189 円	1月単位
若年性認知症利用者受入加算	60	63 円	126 円	189 円	
口腔機能向上加算(II)	160	168 円	335 円	502 円	月2回まで
科学的介護推進体制加算	40	42 円	84 円	126 円	1月単位
送迎減算	-47	-50 円	-99 円	-148 円	
介護職員等処遇改善加算(II)ロ	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(12.5%)				

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2026年6月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

介護保険の各種加算の説明(2026年6月1日以降)

加算の名称	加算の説明
入浴介助加算(I)	次のいずれも満たす場合に算定する加算です。 〇入浴介助を行った場合 〇入浴介助に関する研修を行った場合
生活機能向上連携加算(II)	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、事業所を訪問し、事業所の機能訓練指導員等が共同して身体状況等の評価及び個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練を提供した場合。
個別機能訓練加算(I)イ	専従の機能訓練指導員として従事する理学療法士等を1名以上配置したうえで、機能訓練指導員等が作成した個別機能訓練計画に基づいて理学療法士等が機能訓練を適切に提供していること。当該計画は3か月に1回以上、利用者の居宅に訪問し必要に応じて見直しを行う。
個別機能訓練加算(I)ロ	個別機能訓練加算(I)イの理学療法士等の配置に加え、理学療法士等を配置し、機能訓練指導員等が作成した個別機能訓練計画に基づいて理学療法士等が機能訓練を適切に提供していること。当該計画は3か月に1回以上、利用者の居宅に訪問し必要に応じて見直しを行う。
個別機能訓練加算(II)	個別機能訓練加算(I)イ又は(I)ロに加え、個別機能訓練計画を作成若しくは変更した月又は少なくとも3月に1回、LIFEに情報提出し活用した場合
ADL維持等加算(I)	評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月と、当該月の翌月から起算して6月目においてADLを評価し、ADL値を測定し、測定した日が属する月ごとにLIFEを用いて厚生労働省に提出すること。加えて評価対象者のADL利得が1以上であること(1月当たり。)
ADL維持等加算(II)	ADL維持等加算(I)を満たしたうえで、ADL利得の平均値が3以上の場合(1月当たり。)
若年性認知症利用者受入加算	65歳の誕生日の前々日までの利用者に対し、個別の担当者を定めて、その者を中心にサービス提供を行った場合。
口腔機能向上加算(II)	看護職員等を1名以上配置して、利用者ごとの口腔機能改善管理計画を作成し、当該計画に従い看護職員等が口腔機能向上サービスを行った上で、LIFEに情報提出し活用した場合(2回/月まで)
科学的介護推進体制加算	利用者ごとに利用者の心身の状況に係る基本的な情報を、利用開始月若しくは利用終了月又は少なくとも3月に1回以上、LIFEに情報提出し活用した場合(1月当たり)
送迎減算	事業所の送迎を利用しない場合(片道)
介護職員等処遇改善加算(II)ロ	職場環境の改善、賃金体系等の整備、研修の実施、資格や勤務年数等に応じた昇給の仕組みの整備、職場環境のさらなる改善及び見える化、生産性向上や協働化の取組等を通じて介護従業者の基本的な待遇改善・ベースアップ等のための加算

保険の対象とはならない費用一覧(2026年5月1日以降)

名称	内容	備考
食費	昼食代780円 おやつ代・飲み物代100円	
キャンセル料	利用日の前営業日の営業終了時間(17時30分)までに右記の連絡先に連絡がない場合、880円(昼食代・おやつ代・飲み物代)を徴収します。	0467-55-1680
日常生活費	実費	
通常の事業の実施地域以外の利用者の交通費	通常の事業の実施地域を超えた地点から、1kmあたり30円を徴収する。	

(以下余白)